

決済情報項目

1) 決済情報と振込電文

決済情報		振込電文 該当項目
項目		
通知先情報		
金融機関コード		
決済実施日		
決済情報(注1)		
仕向情報		
金融機関コード		
金融機関名カナ		
支店コード		
支店名カナ		
利用者番号		
法人名/個人事業者名カナ		
ステータス(債務者利用停止措置・支払不能)コード		
ステータス(債務者利用停止措置・業務違反)コード		
ステータス(任意解約)コード		
ステータス(任意制限)コード		
ステータス(破産/廃業)コード		
ステータス(保全)コード		
ステータス(金融機関)コード		
ステータス(記録機関1)コード		
ステータス(記録機関2)コード		
ステータス(反社)コード		
ステータス(相続時)コード		
口座種別コード		
口座番号		
口座名義		
記録番号		
債権金額		
支払期日		
発生日		
被仕向情報		
金融機関コード		
金融機関名カナ		
支店コード		
支店名カナ		
口座種別コード		
口座番号		
口座名義		

電子債権記録債権・振込電文		備考
項目		
宛先符号・通過番号		
上り通番		
決済回数		
予備		
取扱日	支払期日	
通信種目コード	電子記録債権専用通信種目	
付加コード		
仕向店照会表示		
非居住者円預金振込		
予備		
受信銀行・店	被仕向(金融機関名 + 支店名)	
金額	債権金額	
発信銀行・店	仕向(金融機関名 + 支店名)	
銀行間手数料		
番号		
預金種目	被仕向(口座種別コード)	
口座番号	被仕向(口座番号)	
E.D.情報	記録番号	
受取人	被仕向(口座名義)	
依頼人	仕向(口座名義)	
備考		
発信番号		
照会番号		
自由欄	使用不可	

(注1)  
 決済情報は該当日分が一括して通知される。  
 「決済情報」項目が該当分繰り返しの情報として設定される。

2) 決済情報と口座間送金決済通知登録

決済情報	
項目	決済通知 該当項目
通知先情報	
金融機関コード	
決済実施日	
決済情報	
仕向情報	
金融機関コード	
金融機関名カナ	
支店コード	
支店名カナ	
利用者番号	
法人名/個人事業者名カナ	
ステータス(債務者利用停止措置 - 支払不能)コード	
ステータス(債務者利用停止措置 - 業務違反)コード	
ステータス(任意解約)コード	
ステータス(任意制限)コード	
ステータス(破産/廃業)コード	
ステータス(保全)コード	
ステータス(金融機関)コード	
ステータス(記録機関1)コード	
ステータス(記録機関2)コード	
ステータス(反社)コード	
ステータス(相続時)コード	
口座種別コード	
口座番号	
口座名義	
記録番号	
債権金額	
支払期日	
発生日	
被仕向情報	
金融機関コード	
金融機関名カナ	
支店コード	
支店名カナ	
口座種別コード	
口座番号	
口座名義	

口座間送金決済通知登録	
項目	備考
請求者情報	
金融機関コード	ヘダイメージ。
依頼番号	
コンテンツID	
口座間送金決済添付情報	
記録番号	
支払金額	
支払期日	
発生日	データイメージ。 繰り返し返しの情報として添付。 (注2)

(注2)

決済通知は一括して請求することも可能。  
一括通知を行う場合は添付情報に個々の請求を添付する。

3) 決済情報と支払不能登録

決済情報		支払不能 該当項目
項目		
通知先情報		
金融機関コード		
決済実施日		
決済情報 仕向情報		
金融機関コード		
金融機関名カナ		
支店コード		
支店名カナ		
利用者番号		
法人名/個人事業者名カナ		
ステータス(債務者利用停止措置 - 支払不能)コード		
ステータス(債務者利用停止措置 - 業務違反)コード		
ステータス(任意解約)コード		
ステータス(任意制限)コード		
ステータス(破産/廃業)コード		
ステータス(保全)コード		
ステータス(金融機関)コード		
ステータス(記録機関1)コード		
ステータス(記録機関2)コード		
ステータス(反社)コード		
ステータス(相続時)コード		
口座種別コード		
口座番号		
口座名義		
記録番号		
債権金額		
支払期日		
発生日		
被仕向情報		
金融機関コード		
金融機関名カナ		
支店コード		
支店名カナ		
口座種別コード		
口座番号		
口座名義		

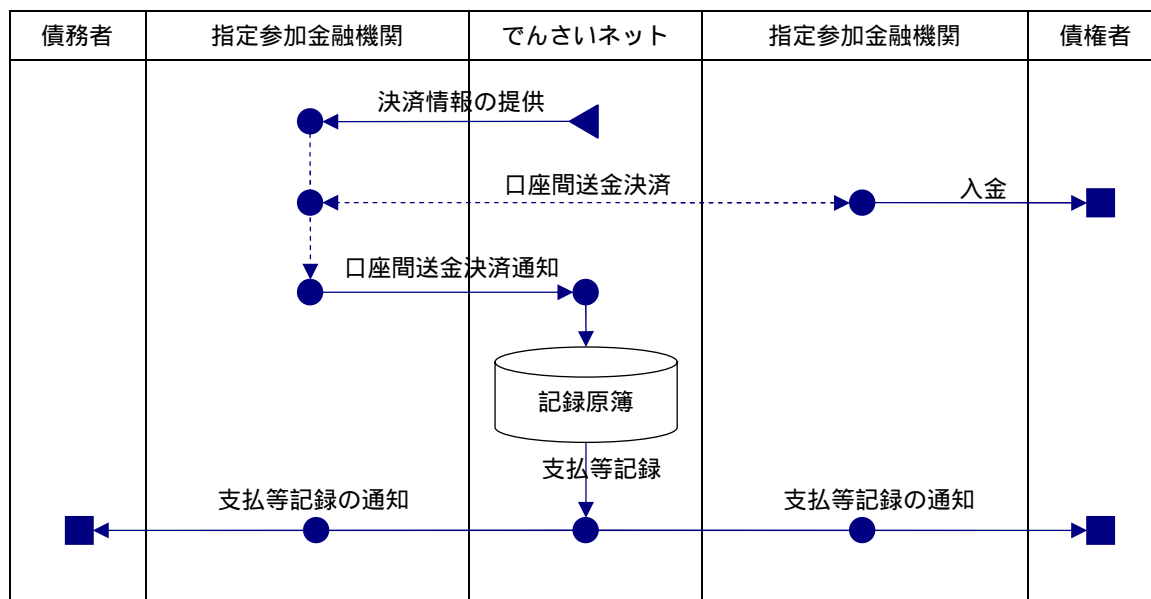
支払不能登録		備考
項目		
請求者情報		
金融機関コード		
依頼番号		
決済情報		
記録番号		
債権金額		
支払期日		
発生日		
支払不能債権情報		
支払不能事由コード		支払不能事由を設定。
支払不能事由詳細コード		詳細については下表参照。

(ご参考) 支払不能事由と支払不能事由詳細

支払不能事由 0号	支払不能事由詳細
	破産法適用等による事由
	支払猶予(債権者同意あり)
	債務者死亡
	債権者口座なし
	入金不能
	その他
1号	資金不足
	債務者口座なし
2号	契約不履行
	債権不存在
	発生記録瑕疵
	不実記載
	取締役会承認等不存在
	その他

## 支払等記録（記録機関）

～口座間送金決済にもとづくでんさいネットの職権による支払等記録～



### 決済情報の提供

ア．でんさいネットは、債権記録のうち決済に係る情報（支払期日、支払金額、債権者・債務者口座等）を債務者の決済口座がある指定参加金融機関に、当該債権の支払期日の2銀行営業日前に提供する。

- (ア) 決済情報の提供は、法 63 条 1 項にもとづくもの。
- (イ) 決済情報の項目は、法 62 条 2 項が規定する情報（「支払期日」「支払金額」「債務者・債権者口座に係る情報」等の別紙 4 - 1 記載項目）とする。
- (ウ) でんさいネットは、支払期日の3銀行営業日前の業務終了後の夜間バッチ処理において決済情報を生成する。参加金融機関は同2銀行営業日前にでんさいネットにアクセスして決済情報を取得する。
- (エ) 決済情報の提供を受けた債務者側指定参加金融機関の債権者の口座確認は任意とする。
- (オ) 決済情報の提供と振込依頼の意思表示の関係（でんさいネットは債務者の代理人（あるいは振込依頼の取次）について「口座間送金決済に関する契約」に本趣旨も含まれるとして（法 62 条 2 項）、法律に基づく振込依頼と構成するか等）は業務規程等に規定するものとする。
- (カ) 債務者側指定参加金融機関における決済情報の債務者への通知は任意とする。

イ．決済情報提供後は、当該電子記録債権に係る債権記録について、原則として譲渡記録、保証記録等の記録請求を認めない。

- (ア) 決済情報の作成日（支払期日の3銀行営業日前）のコアタイム終了後から記録機関の支払等記録の記録までは、当該電子債権記録に対する譲渡記録、保証記録、分割記録、信託記録、変更記録、電子記録の訂正・回復の各請求を許容しない（強制執行等の記録および一部差押にもとづく

でんさいネットによる分割記録を除く。

(1) 決済情報提供後は、支払期日より後かつ仕向銀行による支払不能登録がなされた後でないと当事者による支払等記録請求を行うことはできない。当該条件を満たし、当事者請求による支払等記録請求を行った場合であっても、口座間送金決済による支払等記録が記録されるときまで当該請求にもとづく支払等記録は行わない。

(9) 決済情報を提供した電子記録債権の当事者にかかる利用者DB登録事項に対する変更記録については、変更の対象とする債権記録から除外する。

ウ．債務者側指定参加金融機関は、債務者の決済口座の利用可否を確認する。

(7) 債務者の決済口座が解約等により存在しない場合、口座間送金決済手続を停止する。この場合、債務者側指定参加金融機関は支払不能通知1号（取引なし）をでんさいネットに通知する。

(1) 債務者の決済口座が債務者利用停止措置または利用制限措置等であっても、資金があり決済が可能な限り、口座間送金決済手続の実施は可能とする。

エ．債務者側指定参加金融機関は、債務者の決済口座に当該債権に係る支払金額相当の資金の引落しの可否を確認する。

(7) 資金引落しに関する時限、回数、方法等に関するルールは定めない（債務者と指定参加金融機関の個別対応とする）。

過振りや貸越等の取扱いは債務者の指定参加金融機関の個別対応とし、でんさいネットとしての基準等は定めない（過振り・貸越により支払った後、後日債務者の債務不履行が生じた場合であっても「支払不能」による処分の対象とはしない）。

(1) 電子記録債権の一部金額（金額超過を含む）の振込電文の発信や複数の電子記録債権の金額を合算してまとめて1件の振込電文とする取り扱いは認めない。

(3) 資金引落しの記帳方法を一括とするか明細とするかは個別参加金融機関の任意とする。

口座間送金決済

資金引落しが可能である場合には、債務者側指定参加金融機関は資金引落しのうえ、電子記録債権の債権記録に記録された債権者の口座に対し、振込電文の発信を行う。

この振込電文の発信は、支払期日における全銀システムのテレ為替の通信時間帯とし、支払期日前（先日付の振込電文を除く）または支払期日後に発信された振込電文は、「口座間送金決済」による支払等記録の対象としない。

(7) 「口座間送金決済」による支払等記録の対象としない振込が行われた場合など、当事者間で決済が行われたときは、当事者請求による支払等記録の取扱いとなる。

(1) 金融機関都合により支払期日当日中に振込電文が発信できない場合には、内国為替取扱規則に定める「未送信為替」の取扱いによることができる（未送信為替の取扱いは全銀システムのルールに則る）。

## 入金

債権者側指定参加金融機関が、口座間送金決済による振込電文を受信した場合には、債権者口座への入金を行う。

- (7) 債権者の指定参加金融機関から債権者への入金通知は任意とする。
- (1) 口座解約にかかる新口座への変更記録の未実施等により、債権者の指定参加金融機関において口座間送金決済にもとづく振込電文で指定された債権者口座に入金ができない場合、債務者側指定参加金融機関に資金返戻を行う。債務者側指定参加金融機関は、でんさいネットに対して支払不能通知0号（入金不能）を通知する。

## 口座間送金決済通知

送金処理を行った債務者側指定参加金融機関は、前述の「未送信為替」の取扱いによる場合を除き、支払期日当日中にでんさいネットに対して「口座間送金決済があった旨の通知」（口座間送金決済通知）を行う。

- (7) 未送信為替による口座間送金決済にかかる「口座間送金決済通知」は、支払期日の翌営業日の同日通常処理分と未送信為替分を一括で送信しても、個々に送信しても差し支えない。

## 支払等記録

でんさいネットは、口座間送金決済通知が通知された決済情報提供対象の電子記録債権について支払期日の2銀行営業日目の夜間バッチ処理において支払等記録を行う。

- (7) 支払期日に口座間送金決済ができず、でんさいネットにおける支払等記録までの間に当事者間で口座間送金決済以外の方法による決済を行った場合において、当事者による支払等記録請求がなされても、その間の支払等記録は行わない（口座間送金決済の支払等記録と同一時刻に処理する）。

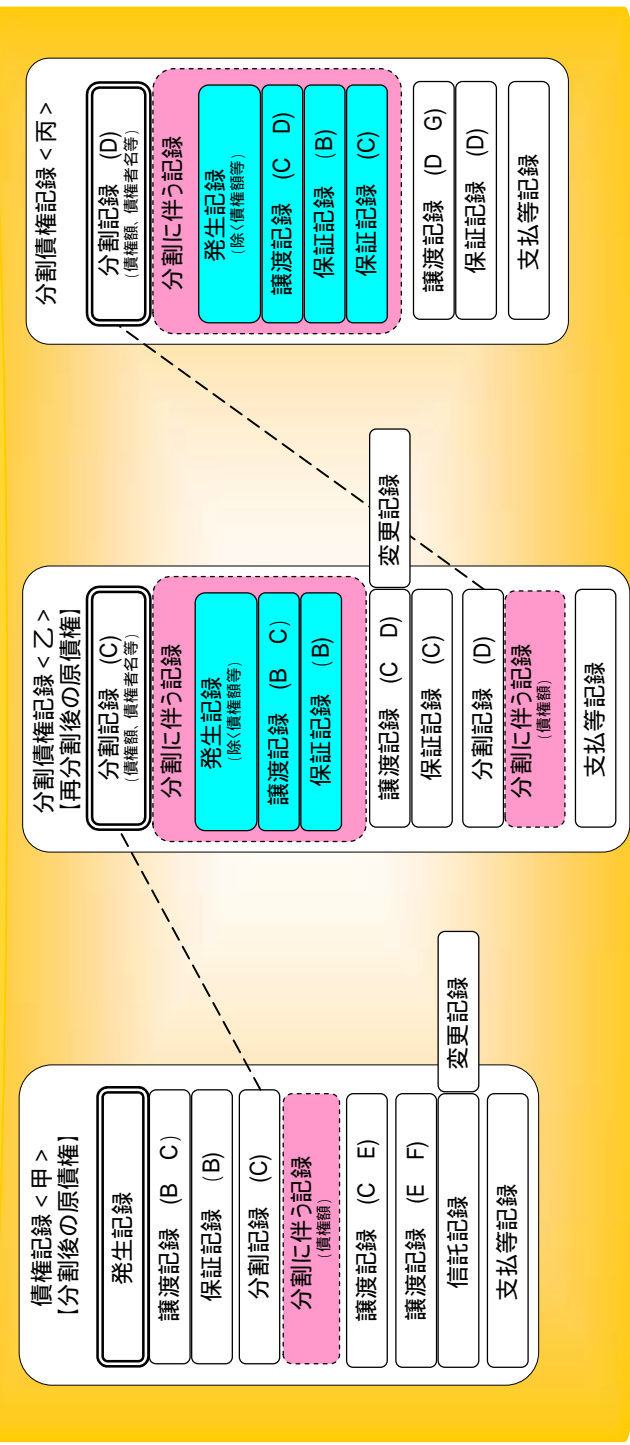
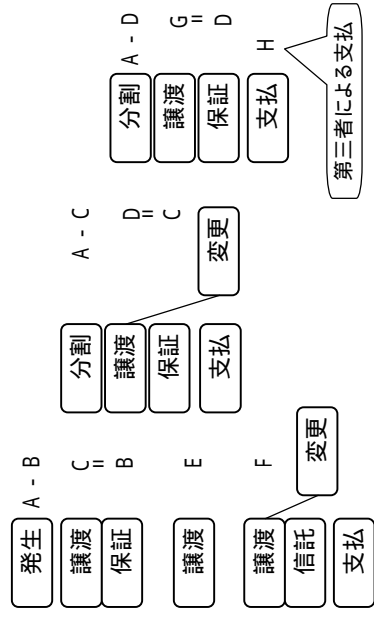
## 支払等記録の通知

でんさいネットは、支払等記録を行った電子記録債権の債務者側指定参加金融機関および債権者側指定参加金融機関にその旨の通知を行う。

各指定参加金融機関は、債務者・債権者に同通知を送付する。

# 記録事項にかかる開示請求者別の開示事項

## 1. 取引事例と記録原簿DBの状態



(別紙 5 - 1)

## 2. 検索対象となる電子記録債権

利用者が「立場」以外の条件指定(絞り込み検索)をせずに検索した場合の検索対象となる電子記録債権の範囲は以下のとおり。  
 (1) 開示請求者がアクセスしている指定参加金融機関が、記録処理金融機関として登録されている電子記録債権 (= 記録原簿DBには処理銀行が記録されている)  
 (2) 開示請求者の利用者番号が記録されている電子記録債権

## 3. 開示対象となる債権記録 (下表は「支払等記録」の後に開示請求がなされた場合を前提にする)

：開示請求者が記録されている開示対象の電子記録、x：開示対象の電子記録、-：非開示対象の電子記録

該当立場	A	B	C	D	E	F	G	H
債権記録<甲>	債務者 *1	電子記録保証人*1/その他	その他	-	その他	債権者*3	-	-
分割債権記録<乙>	債務者 *1	電子記録保証人*1	電子記録保証人*1/その他	電子記録名義人*3	-	-	-	-
分割債権記録<丙>	債務者	電子記録保証人	電子記録保証人	電子記録保証人	-	-	電子記録名義人*3	電子記録名義人
債権記録<甲>	( )	( )	( )	x	( )	( )	x	x
発生記録	( )	( )	( )	x	x	( )	x	x
分割記録	( )	( )	( )	x	x	( )	x	x
分割に伴う記録	( )	( )	( )	x	x	( )	x	x
譲渡記録	( )	( )	( )	x	( )	( )	x	x
保証記録	( )	( )	( )	x	( )	( )	x	x
信託記録	( )	( )	x	x	( )	( )	x	x
支払等記録	( )	( )	x	x	( )	( )	x	x
変更記録	( )	( )	x	x	( )	( )	x	x
分割債権記録<乙>	(発、保)	(発、保)	(発、保)	(発、保)	(発、保)	x	x	x
分割に伴う記録	( )	( )	( )	( )	( )	x	x	x
譲渡記録	( )	( )	( )	( )	( )	x	x	x
保証記録	( )	( )	( )	( )	( )	x	x	x
支払等記録	( )	( )	( )	( )	( )	x	x	x
変更記録	( )	( )	( )	( )	( )	x	x	x
(再)分割債権記録<丙>	(発)	(発、保)	(発、保)	(発、保)	(発、保)	x	(発、保)	(発、保)
分割記録	( )	( )	( )	( )	( )	x	( )	( )
分割に伴う記録	( )	( )	( )	( )	( )	x	( )	( )
譲渡記録	( )	( )	( )	( )	( )	x	( )	( )
保証記録	( )	( )	( )	( )	( )	x	( )	( )
支払等記録	( )	( )	( )	( )	( )	x	( )	( )
変更記録	( )	( )	( )	( )	( )	x	( )	( )

\*1 発生記録の債務者を支払等記録が記録されている電子記録債権の「債務者」、電子記録保証人は、法的にはすでに電子記録債務者には当たらないが、でんさいネットにおいては、電子記録債務者からの開示として取り扱う。  
 \*2 表中の「その他」とは、法87条1項3号に当る者を指す。  
 \*3 支払等記録が記録されている電子記録債権の債務者は、法的にはすでに電子記録名義人には当たらないが、でんさいネットにおいては、電子記録名義人からの開示として取り扱う。  
 \*4 でんさいネットでは、受託者(F)が委託者(E)に信託の記録請求を包括委任したものととして取扱うこととしている。

業務編「5. 開示」 開示方式

【 開示方式一覧】

記録事項の開示(87条)	開示請求受付窓口	開示方式(1)		開示理由書の要否 (2)	回答作成 (3)	回答方法
		開示請求者 - 参加金融機関	参加金融機関 - でのネット			
<b>通常開示(4)</b>						
オンライン開示	開示請求者の 指定参加金融機関	オンライン	オンライン	不要	システム作成	開示請求者の端末に表示
オフライン開示	開示請求者の 指定参加金融機関	書面	オンライン	不要	システム作成	開示請求者の指定参加金融機関の端末で帳票出力し、開示請求者に書面交付
<b>特例開示(5)</b>	開示請求者の 指定参加金融機関	書面	書面	要	システム作成	記録機関の端末で帳票出力し、指定参加金融機関経由で開示請求者に書面交付
<b>提供情報の開示(88条)</b>						
<b>通常開示(6)</b>						
オンライン開示	開示請求者の 指定参加金融機関	オンライン	オンライン	不要	システム作成	開示請求者の端末に表示(4)
オフライン開示	開示請求者の 指定参加金融機関	書面	オンライン	不要	システム作成	開示請求者の指定参加金融機関の端末で帳票出力し、開示請求者に書面交付
<b>特例開示(7)</b>	開示請求者の 指定参加金融機関	書面	書面	要	システム作成、 マニュアル作成	記録機関で回答を作成し、指定参加金融機関経由で開示請求者に書面交付

(1) オンライン : ネットワーク通信による開示請求、回答送信。

書面 : 書面による開示請求書、開示理由書(必要な場合)および回答書の送受信。

(2) 業務規程で予め利用者の同意を得たうえで開示請求者に開示理由書の届出を求め、機関および指定参加金融機関が開示可否・開示内容等を判断する所定の手続を経て開示を行う。

(3) システム作成 : 利用者コード等を検索キーとし、システムにより自動的に回答を作成。

マニュアル作成 : システム外の請求受付簿に収録されている提供情報を基に回答を作成。

(4) 法87条1項のうち、1号(イ~ハ)・2号(イ)・3号(イ)にもとづく開示。

(5) 法87条1項のうち、2号(ロ)・3号(ロ)にもとづく開示。

・電子記録債務者として記録されている者が債権者もしくは譲受人(相続人、その他一般承継人を含む。)に対して人的関係にもとづく抗弁を有する場合には、通常開示に加え、当該債権者等から電子記録

## 業務編「5．開示」 開示方式

名義人に至るまでの一連の譲渡記録において譲受人として記録されている者の氏名または名称および住所を追加で開示する。

- ・なりすまし等による譲渡記録がなされた場合に、通常開示に加え、開示請求者から電子記録名義人に至るまでの一連の譲渡記録等において譲受人として記録されている者の氏名または名称および住所を追加で開示する。
- ・回啓作成方法については、原則システム作成とする。
- ( 6 ) 法 88 条にもとづく開示において、「開示請求者 = 開示対象となる債権記録の記録請求者」である場合。
- ( 7 ) 法 88 条にもとづく開示において、「開示請求者 = 開示対象となる債権記録の記録請求者」である場合。記録請求の当事者ではないが、当該請求につき利害関係を有し、正当な理由がある者が行う開示請求。
  - 例) 発生記録における債務者が発生記録の請求をしていないとして支払義務を否定している場合に、最終債権者が、当該債権者が記録請求に当って機関に提供した情報の開示を求める場合。

業務編「5. 開示」 開示方式

【 . 開示請求者別開示方式一覧】

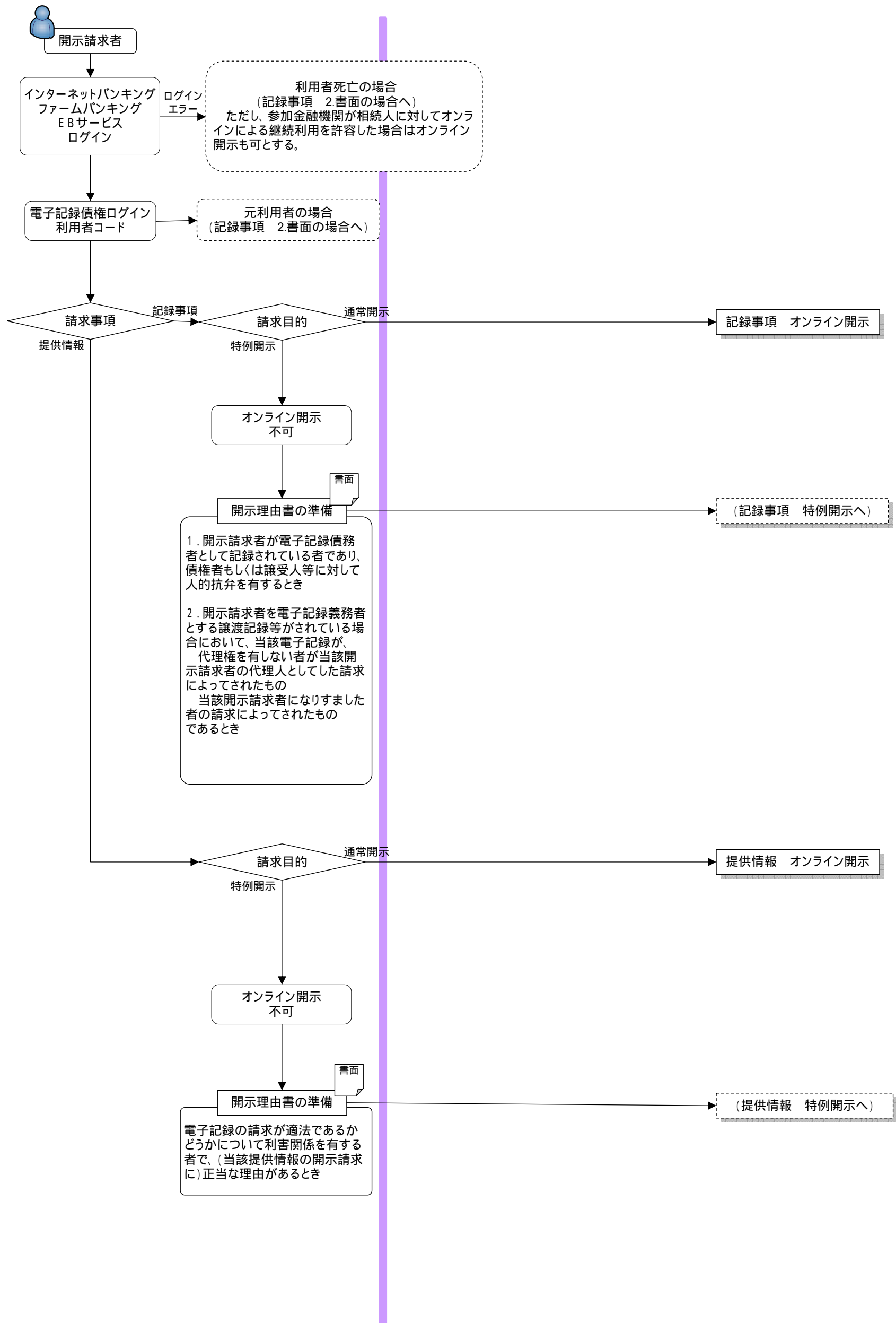
開示請求者					
ダイレクトチャネル利用者			窓口・FAX 等利用者		
現利用者	相続人	利用解約後の元利用者	現利用者	相続人	利用解約後の元利用者
<b>記録事項の開示 (87 条)</b>					
通常開示	オンライン	オンライン (オンライン利用継続時) 書面 (オンライン利用継続時以外)	書面	書面	書面
特例開示	書面	書面	書面	書面	書面
<b>提供情報の開示 (88 条)</b>					
通常開示	オンライン	オンライン (オンライン利用継続時) 書面 (オンライン利用継続時以外)	書面 ( 1 )	書面 ( 1 )	書面 ( 1 )
特例開示	書面	書面	書面	書面	書面

( 1 ) 提供情報の開示 (88 条) において、開示対象となる債権記録にかかる記録請求当事者 (情報提供者) が FAX 等利用者であった場合の対応

- 記録請求に当って機関に提供された情報が書面に記載されているときは、機関として当該書面の閲覧請求、謄本または抄本の交付請求に応じる必要がある (法 88 条 1 項 1 号・2 号)
- 利用者から FAX 等により記録請求がなされた場合においても「当該情報はあくまで電磁的に記録されている情報」とする。  
(利用者から FAX 等により記録請求を行った場合には、参加金融機関は「記録請求の取次ぎ者」との位置付けであり、参加金融機関が FAX 等により書面を受領した時点では「機関に提供された」としてはならず、記録請求に当って機関に提供された情報は電磁的に記録されている情報となる。ただし、不実の電子記録についての機関の責任等を考慮すれば、トラブル発生時の重要な疎明資料として FAX 等の一定期間の保管は必要。)

# 利用者からの開示請求に対する対応フロー

## 1. オンラインの場合





## 業務編「5.開示」 検索キー、処理方式

## 1. 検索キーについて

前提		開示目的	検索キー	
利用者・甲 (A行ログイン)	前提		必須	任意選択
利用者番号	【記録事項の開示】 指定参加金融機関がA行で自身が記録されている電子記録債権の記録事項	個別債権記録の確認	記録番号	-
金融機関コード	【提供情報の開示】 指定参加金融機関がA行で自身が請求者として記録されている請求受付簿の情報	一定範囲の債権記録の確認	立場	債権金額(範囲指定)、支払期日(範囲指定)、相手方*の金融機関コード・口座番号等、譲渡記録有無、強制執行等記録有無、支払等記録有無、信託記録有無
決済口座情報		個別請求情報の確認	記録番号	-
参加金融機関 (A行)	【記録事項の開示】 指定参加金融機関がA行で、甲が記録されている電子記録債権の記録事項 指定参加金融機関がA行になっている電子記録債権の記録事項	一定範囲の請求情報の確認	立場、請求日 (範囲指定)	債権金額(範囲指定)、支払期日(範囲指定)、相手方の金融機関コード・口座番号等、記録請求内容
金融機関コード	【提供情報の開示】 指定参加金融機関がA行で甲が請求者として記録されている請求受付簿の情報	個別債権記録の確認	記録番号	-
		甲社のサービス利用状況の確認	立場	利用者番号、支店コード、決済口座情報、債権金額(範囲指定)、支払期日(範囲指定)、相手方の金融機関コード・口座番号等、譲渡記録有無、強制執行等記録有無、支払等記録有無、信託記録有無
		自行利用者のサービス利用状況の確認	記録番号	-
		甲社の請求状況の確認	立場、請求日 (範囲指定)	利用者番号、支店コード、債権金額(範囲指定)、支払期日(範囲指定)、相手方の金融機関コード・口座番号等、記録請求内容
		自行利用者の請求状況の確認		

## 業務編「5. 開示」 検索キー、処理方式

## 2. 処理方式について

請求元	大分類	中分類	小分類	処理方式 *1	備考		
利用者による開示	記録事項の開示	最新情報開示 (抄本)	個別債権記録の確認	オンライン処理	200件までで打ち切り *3		
			一定範囲の照会	ダウンロード処理			
	提供情報の開示	全部開示 (謄本)	個別債権記録の確認	ダウンロード処理	限定的に利用する		
			一定範囲の照会	ダウンロード処理	限定的に利用する		
金融機関による開示	記録事項の開示	最新情報開示 (抄本)	個別債権記録の確認	オンライン処理	200件までで打ち切り *3		
			一定範囲の照会	ダウンロード処理			
	提供情報の開示	全部開示 (謄本)	個別債権記録の確認	ダウンロード処理	限定的に利用する		
			一定範囲の照会	ダウンロード処理	限定的に利用する		
	提供情報の開示	全部開示 (謄本)	個別債権記録の確認	オンライン処理	オンライン処理	200件までで打ち切り *3	
				一定範囲の照会	ダウンロード処理		
			一定範囲の照会	個別債権記録の確認	ダウンロード処理	限定的に利用する	
				一定範囲の照会	ダウンロード処理	限定的に利用する	
			一定範囲の照会	個別債権記録の確認	オンライン処理	オンライン処理	限定的に利用する
				一定範囲の照会	ダウンロード処理	ダウンロード処理	限定的に利用する

\*1 オンライン処理、ダウンロード処理の二つのいずれかの選択を必須とする。

\*2 エンドユーザーがタイムアウトとなる可能性がある。その際には検索キーを変更し再度、開示してもらおうこととなる。

\*3 記録番号の件数、閾値については性能を検証した際に見直す可能性がある。

## 電子記録債権における支払不能事由と異議申立事由

手形交換所規則	電子記録債権			
	項目	支払不能事由	異議申立事由	備考
1号 - 資金不足	1号 - 資金不足			
資金不足	資金不足			
取引なし	債務者口座なし			
2号 - 0号、1号以外 (以下交換所細則例示)	2号 - 0号、1号以外			
契約不履行	契約不履行			
詐取	債権不存在			
紛失	発生記録瑕疵			
盗難				
印鑑(署名鑑)相違				
偽造				
変造	不実記載			不正アクセスによる発生記録等を想定(特例扱いの対象)
取締役会承認等不存在	取締役会承認等不存在			
金額欄記載方法相違				
約定用紙相違				
その他	その他			
0号 - (不渡届の提出不要)	0号			
A 手形法・小切手法等による事由				
形式不備				
裏書不備				
引受なし				
呈示期間経過後(手形限定)				
呈示期間経過後・支払委託取消(小切手限定)				
期日未到来				
除権決定				
B 破産法等による事由	破産法等による事由			
a. 財産保全処分等				
破産法による財産保全処分中				
破産法による包括的禁止命令				
会社更生法による財産保全処分中				
会社更生法による包括的禁止命令				
民事再生法による財産保全処分中				
民事再生法による包括的禁止命令				
会社法による財産保全処分中				
b. 手続開始決定等				
破産手続開始決定				
会社更生手続開始決定				
民事再生手続開始決定				
清算手続による弁済禁止				
会社特別清算開始				
c. 命令等に基づく事由				
支払禁止の仮処分決定				
d. 外国倒産処理手続に対する援助の処分にかかる事由				
外国倒産処理手続に対する援助の処分中				
C 案内未着等による事由				
案内未着				
依頼返却	支払猶予 (債権者同意あり)			振込電文送信停止・組戻による
該当店舗なし				
レート相違・換算相違				
再交換禁止				
振出人等の死亡	債務者死亡			
	入金不能			
	債権者口座なし			
D その他による事由				
上記A、B、C以外の事由	上記以外の事由			

### 支払不能情報の登録項目

支払不能利用者情報	備考
利用者番号	
属性コード	法人、個人事業者
法人名/個人事業者名	
法人名/個人事業者名カナ	
屋号	
屋号カナ	
郵便番号	
住所	
代表者名	
代表者名カナ	
資本金区分コード	大企業、中堅企業、中小企業1、中小企業2
設立年月日	
生年月日	個人事業者の場合
支払不能(1回目)登録日	
支払不能(2回目)登録日	
支払不能債権の内容	
記録番号	
債務者の指定参加金融機関名	
支店名	
支払期日	
支払不能通知受付日	
支払不能適用開始日	
支払不能事由コード	1号、2号
支払不能事由詳細コード	資金不足等の事由

電子記録債権に係る支払不能情報管理制度設計

		でんさいネット	考え方等	【参考】取引停止処分照会センター
目的	信用取引の秩序維持 ..... 信用取引の純化	信用取引の秩序維持 ..... 信用取引の純化	・電子記録債権の流通の前提として決済の確実性が要求される。 ・金融機関の与信判断としての利用範囲は限定的。	信用取引の秩序維持 (東京手形交換所規則第1条) ..... 信用取引の純化
達成手段	支払不能者との当座取引停止および貸出取引(債権保全を除く)の停止 支払不能者の電子債権記録機関の利用停止	支払不能者との当座取引停止および貸出取引(債権保全を除く)の停止 支払不能者の電子債権記録機関の利用停止	・支払不能者の電子記録債権制度からの排除が必要。	取引停止処分者との当座勘定取引および貸出取引(債権保全を除く)の停止
情報の位置づけ	処分義務	処分義務	・全参加金融機関によるペナルティの実施が必要。	原則：処分義務 例外：参考資料(交換地域外)
情報提供形態	既存取引：プッシュ型 支払不能(1回目)利用者通知 債務者利用停止措置適ユーザー通知 新規取引：プル型 支払不能情報センター照会	既存取引：プッシュ型 支払不能(1回目)利用者通知 債務者利用停止措置適ユーザー通知 新規取引：プル型 支払不能情報センター照会	・全参加金融機関による支払不能者の把握のため、支払不能者の通知機能(既存取引)と照会機能(新規取引)が必要。	既存取引：プッシュ型 不渡報告・取引停止報告の通知 新規取引：プル型 文書・ファクシミリ・電話照会
提供情報	・ネガティブ情報 第1回目支払不能 第2回目支払不能(取引停止)	・ネガティブ情報 第1回目支払不能 第2回目支払不能(取引停止)	・目的達成のためには、ネガティブ情報の提供で足りる。 ・与信取引上の判断材料としては、補充的な機能に留まる。 ・不渡処分制度同等を前提	・ネガティブ情報 不渡報告 取引停止報告
登録対象者 ..... 属性	・電子記録債権の債務者 ..... 個人(事業性) 法人	・電子記録債権の債務者 ..... 個人(事業性) 法人	・保証人および裏書人を支払不能者とはしない。	・手形・小切手の振出人・引受人 ..... 個人 法人
提供範囲	全国 (電子債権記録機関参加金融機関)	全国 (電子債権記録機関参加金融機関)		交換参加地域 (手形交換所参加金融機関)
登録期間	第1回目支払不能 支払日から6ヵ月 第2回目支払不能(取引停止) 取引停止処分日から2年間	第1回目支払不能 支払日から6ヵ月 第2回目支払不能(取引停止) 取引停止処分日から2年間	・不渡処分制度同等を前提	不渡報告 交換日から6ヵ月 取引停止報告 取引停止処分日から2年間
情報提供方法	オンライン接続方式	オンライン接続方式		1. 不渡報告・取引停止報告 紙、FD、全銀システム情報系端末 2. 取引停止処分者照会 文書、ファクシミリ、電話

登録項目	・別紙 6 - 2 参照 でんさいネット	債権記録事項を前提に別途整理 考え方等	【参考】取引停止処分照会センター に関する情報
提供項目	原則として全項目	提供不適項目がない限り提供	1. 処分者に関する情報 個人名・法人名 代表者名・屋号 住所 職業 生年月日 資本金 支払銀行 不渡回数 2. 不渡手形に関する情報 交換日 不渡事由 処分日 3. その他保有情報（システム登録外） 種類（小切手、約手、為手、マル専） 金額 持出銀行
本人開示	原則：なし 例外：あり（個人情報保護法対応）	個人情報保護法対応を超えて対処の必要性なし	1. 不渡報告・取引停止報告 登録項目 1、2 の全項目 2. 取引停止処分者照会 個人名・法人名 代表者名・屋号 住所 支払銀行 不渡回数 交換日 処分日 3. 官庁関係の照会 以下の項目を除く全項目 職業 生年月日 資本金
開示項目	原則として全項目		原則：なし 例外：あり（個人情報保護法対応） 次の項目を除く全項目 種類 金額
異議申立	異議申立提供金の提供	支払不能ではない旨の証明資料として異議申立提供金の提供が適当	原則：異議申立提供金の提供 特例：証明資料の提出（偽造・変造）
申立効果	支払不能情報通知・開示の見合わせ	処分の見合わせが適当	不渡報告・取引停止報告掲載見合わせ
審査	審査機関	異議の審査機関は必須	不渡手形審査専門委員会
審査効果	処分の取消・解除	取引停止処分制度同等が必要	不渡報告・取引停止処分の取消・解除
罰則	過怠金 取引停止処分者との取引 口座間送金決済通知の取消 支払不能通知の取消 支払不能通知の提出遅延	支払不能制度の実効性担保のため必須	過怠金 取引停止処分者との取引 不渡報告・取引停止報告の取消 不渡届の提出遅延

## 支払不能登録手順

手順項目	説明・詳細事項
(1) 仕向銀行に対する決済情報の提供 〔でんさいネット 仕向銀行〕	<p>a . でんさいネットは、利用制限措置、債務者利用停止措置となっている利用者にかかる電子記録債権についても、仕向銀行に対して決済情報を提供する。</p> <p>b . 仕向銀行は、債務者利用停止措置中の債務者についても口座間送金決済の手続きを行うことができる。 通常の利用者と同様、当該債務者について口座間送金決済ができれば「口座間送金決済があった旨の通知」(以下、「口座間送金決済通知」という) 資金不足であれば支払不能通知1号をでんさいネットに送信する。</p>
(2) 決済用口座・支払資金の引落とし可否の確認 〔仕向銀行〕	<p>a . 決済情報に記載された債務者の決済口座が仕向銀行の事務ミスによって解約等され存在しない場合、仕向銀行は、口座間送金決済を行うことはできない。 提供した決済情報と仕向銀行から送付された「口座間送金決済通知」とのでんさいネットによる内容突合確認において、債務者口座番号の突合確認は行わないものとする。 口座間送金決済を行うことができなかった場合は、支払不能通知1号を送信する。</p> <p>b . 決済情報が提供された電子記録債権に対して差押命令等があった場合、(でんさいネットまたは第三債務者から連絡を受けて) 仕向銀行は、支払不能通知0号を送信する。</p> <p>c . 決済情報提供前に差押命令等がでんさいネット(および電子記録債権の債務者) に送達された場合、でんさいネットは、当該電子記録債権に強制執行等の記録を行い、仕向銀行に対して決済情報の提供を行わない。また、民事執行規則第150条の10第5項に該当する場合を除き、各記録請求を行わない(強制執行等の記録がなされている電子記録債権に対して、仕向銀行は支払不能通知の送信も要しない)。</p> <p>d . 差押命令等の送達前に、現金払い等によって支払期日前に決済が終了している場合、差押に優先して当事者による支払等記録が可能となるケースが想定される。このような場合、当事者による支払等記録が差押債権者に対抗することができるか否かはでんさいネットにおいて関知できない。差押命令等の送達により、原則としてでんさいネットは電子記録を禁止されることから、支払等記録の請求者に証明責任を課し、差押債権者に対抗できることを裁判上証明することを条件に、支払等記録請求を認める取扱いとする。</p>

手順項目	説明・詳細事項
<p>(3) 提供された決済情報にかかる仕向銀行による口座間送金決済手続きおよびでんさいネットに対する「口座間送金決済通知」の送信 〔仕向銀行 でんさいネット〕</p>	<p>a . 「口座間送金決済通知」は、仕向銀行が支払期日に債権者の指定参加金融機関に対して法第 62 条第 2 項に定める口座間送金決済による支払処理を行ったことをでんさいネットに通知するものである。</p> <p>b . 仕向銀行は、原則として、支払期日中にでんさいネットに対して、「口座間送金決済通知」をリアルタイム送信またはバッチ処理によって送信する（例外的に、未送信為替の取扱いを支払期日の翌営業日に行った場合は当該日に同通知を送信することがある。） 仕向銀行は、支払期日の 2 銀行営業日目以降に「口座間送金決済通知」をでんさいネットに送信することはできない（ただし、支払不能通知の取消がある場合について例外あり）</p> <p>c . 仕向銀行の資金引落に関する時限、回数、方法等に関するルールは定めない（債務者と仕向銀行の個別対応とする）。過振りや貸越等の取扱いも仕向銀行の個別対応とする。 なお、過振り、貸越により支払った後、後日債務者の債務不履行が生じた場合であっても、仕向銀行は支払不能通知を送信する必要はない。</p> <p>【「口座間送金決済通知」を送信しないケース】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払不能通知を送信する場合 （「口座間送金決済通知」と「支払不能通知」は排他的関係にあり、決済情報が提供された電子記録債権について「口座間送金決済通知」を送信しないときは、必ずいずれかの支払不能通知が送信されることになる。）</li> </ul>
<p>(4) 提供された決済情報のうち、支払期日に口座間送金決済を行うことができない電子記録債権についての仕向銀行によるでんさいネットに対する「支払不能通知」の送信 〔仕向銀行 でんさいネット〕</p>	<p>a . 支払不能通知は、支払期日に口座間送金決済による支払いができない電子記録債権について、その支払不能の事由を示すものである（支払期日の全銀システムのテレ為替通信終了時限以降に、当事者による支払等記録請求がなされた場合であっても、支払不能通知の対象となる） その事由（0号、1号、2号）の詳細は要綱記載のとおり。 0号：口座間送金決済を行うことができなかったが、支払不能ルールの対象とする必要がないもの 1号：【債務者が支払えないもの】：資金不足 2号：【債務者が支払わないもの】</p> <p>b . 支払不能事由が重複する場合は次による。 0号支払不能事由と1号または2号支払不能事由が重複する場合は、0号支払不能事由が優先する。 1号支払不能事由と2号支払不能事由が重複する場合は、1号支払不能事由が優先する。ただし、1号支払不能事由と不実記載を理由とする2号支払不能事由が重複する場合は、2号支払不能事由を適用する。</p>

手順項目	説明・詳細事項
	<p>c. 仕向銀行は、原則として、支払期日中にでんさいネットに対して、支払不能通知をリアルタイム送信またはバッチ処理によって送信する。支払期日より前に支払不能通知を送信することは不可とする。</p> <p>d. 仕向銀行は、でんさいネットの支払等記録の登録時限までに限り、リアルタイム送信またはバッチ処理によって送信した支払不能通知を別の支払不能通知に修正することができる。</p> <p>e. 仕向銀行がでんさいネットに送信する支払不能通知の項目は決済情報項目 + 支払不能フラグとする。</p>
<p>(5) 依頼返却類似の取扱いによる決済停止 〔(被仕向銀行) 仕向銀行 でんさいネット〕</p>	<p>(以下の依頼返却類似の取扱いのいずれの場合についても債権者の同意があることを前提とし、仕向銀行が任意で実施する顧客サービスの範囲とする。)</p> <p>振込(振替)停止</p> <p>a. 仕向銀行は、決済情報提供日から支払期日の口座間送金決済実施前までに債務者から支払停止の申出があり、仕向銀行において口座間送金決済処理を停止することが可能である場合は、口座間送金決済を停止し、でんさいネットに対して支払不能通知0号を送信する(仕向銀行において決済処理を停止することが不可能である場合は、口座間送金決済手続きを継続する)。</p> <p>組戻依頼および資金返戻</p> <p>b. 仕向銀行において、すでに口座間送金決済の処理(例、全銀システムを通じた振込電文を送信済)を行っている場合、仕向銀行は被仕向銀行(債権者)に対して組戻依頼を行う(この場合、いったんでんさいネットに対する「口座間送金決済通知」の送信を中止する。) その結果、被仕向銀行(債権者)から支払期日の翌営業日*までに資金返戻がなされた場合、仕向銀行はでんさいネットに対して支払不能通知0号を送信する。 * 口座間送金決済の処理を行った電子記録債権については、支払期日の翌営業日までに「口座間送金決済通知」をでんさいネットに送信しなければならないため。</p> <p>c. 仕向銀行の組戻依頼に対して、仕向銀行がでんさいネットに対して「口座間送金決済通知」を送信した後から、支払期日の2銀行営業日後の午後11時までに被仕向銀行(債権者)から資金返戻がなされた場合、仕向銀行は、「口座間送金決済通知」の取消申請をでんさいネットに行ったうえで、支払不能通知0号を送信する。</p> <p>d. 組戻依頼を行ったが、支払期日の2銀行営業日後の午後11時</p>

手順項目	説明・詳細事項
	<p>までに被仕向銀行（債権者）から資金返戻がなされなかった場合、（仕向銀行から「口座間送金決済通知」が送信されているので、）でんさいネットは、当該電子債権記録について支払等記録を登録する。</p> <p>e. でんさいネットによる支払等記録の後、被仕向銀行から資金返戻がなされた場合、仕向銀行は、でんさいネットに対して支払等記録の取消のための変更記録請求を行った（この場合における利害関係者の承諾手続きは不要とすることについて事前に業務規程等で同意を得ていることを前提にする）後、支払不能通知0号を通知する。 （でんさいネットによる支払等記録の後、仕向銀行から支払等記録の取消がなされた場合における、支払不能通知は0号のみ許容する）</p> <p>f. 上記e. の取扱いを行ったとき、当該債務者の利用者DB上のステータスが、「利用制限措置（既存分あり）」から「任意解約・強制解約」に遷移した状態であった場合、でんさいネットは、当該利用者ステータスを「利用制限措置（既存分あり）」に戻す修正を行う。</p>
<p>(6) 被仕向銀行（債権者）から資金返戻があった場合の支払不能通知0号の登録 〔被仕向銀行 仕向銀行 でんさいネット〕</p>	<p>a. 被仕向銀行は、決済情報上の債権者口座が存在しない等のため仕向銀行から送金された債権金額を入金することができない場合、仕向銀行に資金返戻を行う。</p> <p>b. 資金返戻が、支払期日における仕向銀行のでんさいネットに対する「口座間送金決済通知」送信前である場合、仕向銀行は、この電子記録債権について支払不能通知0号をでんさいネットに送信する。</p> <p>c. 資金返戻が、「口座間送金決済通知」の送信後、支払期日の2営業日後の午後11時までになされた場合、仕向銀行は「口座間送金決済通知」の取消処理を行った後、支払不能通知0号をでんさいネットに送信する。</p> <p>d. でんさいネットによる支払等記録の登録時限後に被仕向銀行から資金返戻がなされた場合については、(5) e. と同様。</p>
<p>(7) 支払不能フラグの登録 〔でんさいネット〕</p>	<p>a. でんさいネットは、支払期日から2銀行営業日後の支払等記録の登録時限に、仕向銀行から送信された支払不能通知にもとづき該当する電子債権記録に支払不能フラグを登録する。 なお、債権記録に登録された支払不能に関する情報は利用者（電子記録債務者および電子記録名義人）参加金融機関の開示対象項目とする。</p> <p>b. でんさいネットは、支払不能フラグが登録された電子債権記</p>

手順項目	説明・詳細事項
	<p>録の被仕向銀行（債権者側参加金融機関）および仕向銀行（債務者側参加金融機関）にその旨を通知する（当該通知は支払不能フラグの登録日の翌銀行営業日（＝支払期日から3銀行営業日目）に両者に送信する）。 当該通知を受けた被仕向銀行は、債権者に通知する。</p>
<p>(8) でんさいネットによる支払不能通知 送信依頼の発信 〔でんさいネット 仕向銀行〕</p>	<p>a. でんさいネットは、決済情報を提供したにもかかわらず、支払等記録および支払不能フラグの登録時限までに仕向銀行から「口座間送金決済通知」または支払不能通知が送信されていない場合、仕向銀行に対して「支払不能通知送信依頼」を通知する。</p> <p>b. 「支払不能通知送信依頼」に応じて、仕向銀行はでんさいネットに対して「口座間送金決済通知」または支払不能通知を通知するものとする。（本件にかかるペナルティについては、(11) f. 参照）</p>
<p>(9) 支払不能ルールの適用 〔でんさいネット〕</p>	<p>a. でんさいネットは、登録した支払不能フラグを元にして、支払不能ルールが適用される利用者に関する「支払不能（1回目）利用者通知」および「債務者利用停止措置適用者通知」を作成する。 支払不能フラグ0号：支払不能ルールの適用なし 支払不能フラグ1号：支払不能ルールの適用カウント対象 支払不能フラグ2号：異議申立の処理状況によって支払不能ルールのカウント対象可否をでんさいネットが判断する。 （支払不能フラグ2号の取扱いについては、後記「異議申立 - 異議申立預託金返還許諾申請にかかる取扱い」参照）</p> <p>b. 支払不能ルールの適用カウント回数は、登録された支払不能フラグの数ではなく、支払不能フラグが登録された電子債権記録の支払期日を基準とする。 同一支払期日に同一債務者にかかる複数の電子記録債権に支払不能フラグが登録されても（例えば、同一債務者に対して決済情報を提供した100件の電子記録債権について、すべて支払不能フラグ1号が登録されたような場合）、支払不能ルールの適用回数は1回目とカウントする。</p> <p>c. でんさいネットは、上記a. で作成した両通知を「支払不能情報センター（仮称）」（以下、センター）に登録する。センターは、支払不能ルールが適用された利用者を電子記録債権制度から排除するため、本登録内容を全参加金融機関に通知する。</p> <p>d. でんさいネットは、作成した「支払不能（1回目）利用者通知」、「債務者利用停止措置適用者通知」に掲載された利用者</p>

手順項目	説明・詳細事項
	<p>番号をもとに利用者に対して名寄せ処理を行い、利用者番号は別であるが同一利用者であると判断できる場合は同一人とする処理をしたうえで、「支払不能（1回目）利用者通知【訂正または追加情報】」または「債務者利用停止措置適用者通知【訂正または追加情報】」を作成し、センターに登録する。</p> <p>e. 支払不能ルール適用による支払不能利用者の情報保有期間は、登録日から2年間とする。</p>
<p>(10) 支払不能ルール適用者の利用者DBの利用ステータスの更新 〔でんさいネット〕</p>	<p>a. でんさいネットは、「債務者利用停止措置適用者通知」に掲載された情報をもとに、当該利用者の利用者DB上の利用ステータスに「債務者利用停止措置」を登録する（正常利用者債務者利用停止措置となり、利用制限措置フラグとは別枠設定）。</p>
<p>(11) 支払不能通知の取消、訂正 〔仕向銀行 でんさいネット〕 〔支払不能情報センター〕</p>	<p>a. 仕向銀行は、でんさいネットに通知した支払不能通知について取扱錯誤があった場合、書面により、でんさいネットに対して当該支払不能通知の取消請求を行うとともに、取消後の登録内容（「口座間送金決済通知」または適切な「支払不能通知」）を通知する。</p> <p>b. でんさいネットは、書面審査によって取消処理が許容される場合、登録された支払不能フラグを取消するとともに、取消後の登録通知内容を反映する。（いずれもでんさいネット（職員）によるオペレーションとする。）</p> <p>c. でんさいネットは修正後の当該利用者の電子記録債権に登録された支払不能フラグを元に、「支払不能（1回目）利用者通知」または「債務者利用停止措置適用者通知」の記載内容を修正する必要がある場合は、「修正通知」を作成し、センターに登録する。センターは「修正通知」を全参加金融機関に通知する。</p> <p>d. でんさいネットは、「支払不能（1回目）利用者通知」または「債務者利用停止措置適用者通知」の「修正通知」の内容により、当該利用者の利用者DB上の利用ステータスを修正する必要がある場合は訂正する。</p> <p>e. 債務者利用停止措置の期間（登録日から2年間）についても、修正後の支払不能フラグの登録状態にもとづき再計算する（実質的に債務者利用停止措置となる期間が2年以上になるケースがあり得る）。</p> <p>f. でんさいネットは、仕向銀行に「支払不能通知送信依頼」を発信した場合、提出済の支払不能通知に対して取消が行われた場合、当該参加金融機関に対して、ペナルティを課すこと</p>

手順項目	説明・詳細事項
	<p>について今後検討。</p> <p>また、でんさいネットは、支払不能通知の取消、訂正に対する責任は負わず、仕向銀行は債務者に対して責任をもって対応する。</p>
<p>(12) 支払不能（１回目）適用、債務者 利用停止措置の解除 〔仕向銀行 でんさいネット〕</p>	<p>a . 仕向銀行は、「支払不能（１回目）利用者通知」または「債務者利用停止措置適用者通知」に掲載された債務者について著しく信用を回復したとき、その他相当と認められる理由があるときは、でんさいネットに対して、同措置の解除を請求することができる。この場合、請求書に請求参加金融機関の理由書等の証明資料を添付しなければならない。</p> <p>b . でんさいネットは、上記 a . の請求を受けた場合、支払不能審査専門委員会の審議に付し、その請求を理由があると認めるときは、同措置を解除するとともに、「支払不能（１回目）利用者通知」または「債務者利用停止措置適用者通知」の「修正通知」を作成する。</p>

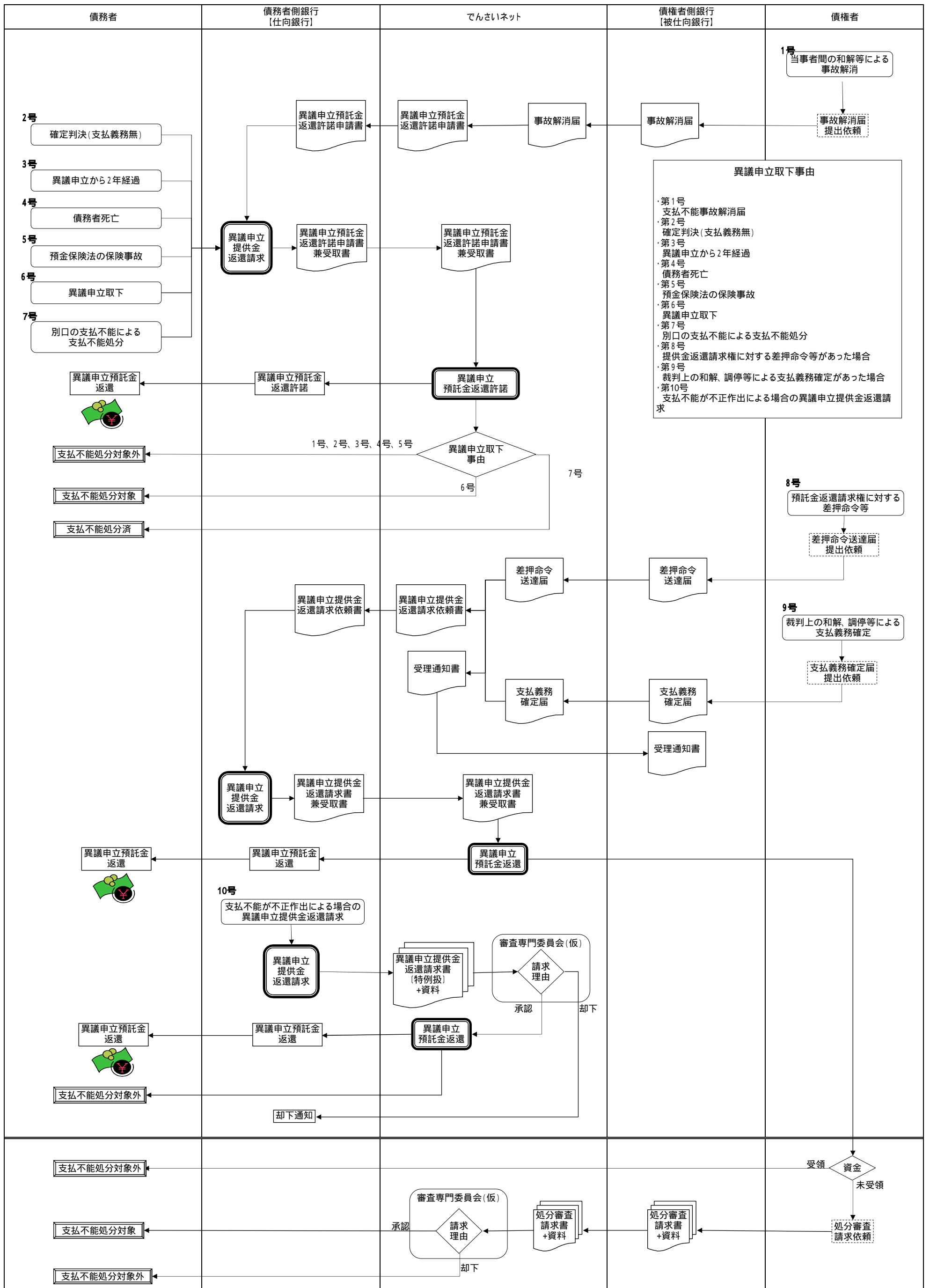
## 異議申立手順 - 異議申立預託金返還許諾申請にかかる取扱い

手順項目	説明・詳細事項
<p>(1) 支払不能通知2号の登録に対する異議申立（異議申立預託金預り証の提供） 〔仕向銀行　でんさいネット〕</p>	<p>a. 仕向銀行は、でんさいネットに支払不能通知2号を通知した場合、当該電子記録債権の支払期日の2銀行営業日目の午後3時30分までに、当該債権の債権金額相当額（以下、異議申立預託金という）が債務者から提供されたことを証した書面を提出したうえで異議申立を請求することができる（仕向銀行によるでんさいネットに対する異議申立の請求は書面により行うものとする）。 上記時限までにでんさいネットにおいて異議申立を受け付けることができなければ、通知された支払不能通知2号は支払不能ルールの適用対象となる。</p> <p>b. 仕向銀行における債務者からの異議申立預託金の提供は、仕向銀行が債務者から債権金額相当額を別段預金に預け入れ、債務者の決済口座とは別管理としたうえで、「異議申立預託金預り証」をでんさいネットに郵送（いったんFAXによりでんさいネットに送信した後、原本を郵送する取扱いを想定）することによる。 なお、債務者からの異議申立預託金の差出手続きについては、でんさいネットとしての統一基準は設けない。</p> <p>c. でんさいネットは、異議申立請求書および異議申立預託金預り証を受理した場合、支払等記録の登録時限までに、送信された支払不能通知2号の電子記録債権に「異議申立あり」を登録する。</p> <p>d. でんさいネットは、「異議申立預託金預り証」を受け入れたときは、「異議申立預託金預り証受理証」を仕向銀行に交付するとともに、異議申立がなされたことを被仕向銀行に通知する。 なお、異議申立中の債権記録に対して、削除のための変更記録請求は許容しない。</p> <p>e. でんさいネットは、異議申立を受け付けた場合、当該支払不能フラグ2号については支払不能ルールの適用回数にカウントしないものとする。</p>
<p>(2) 異議申立預託金の返還 〔でんさいネット　仕向銀行〕</p>	<p>a. でんさいネットは、要綱別紙 6-5に掲げる場合において、仕向銀行から異議申立預託金返還許諾申請書による許諾申請があったときは異議申立預託金の返還を許可するものとする。</p> <p>b. 異議申立預託金の返還事由にもとづく、対象となった支払不能フラグ2号に対する支払不能ルールの適用可否は、要綱別紙 6-5のとおりとする。</p>

手順項目	説明・詳細事項
	<p>異議申立預託金の返還によって支払不能ルールが適用されることになった場合、その返還許可日を支払不能ルールのカウント対象日とする。</p> <p>c. でんさいネットは、異議申立預託金の返還許可をして、支払不能ルールの適用を行わない場合、支払不能フラグ2号かつ「異議申立」の登録がある電子債権記録に「支払不能ルール対象外となった事由」を追加登録する（請求受付簿、記録原簿に訂正記録等の当該登録にかかる記録は行わない）</p> <p>d. 異議申立にかかる支払不能フラグ2号の電子記録債権について債務者に当該債権金額の支払義務のあることが裁判により確定した場合の被仕向銀行からの「支払義務確定届」、異議申立にかかる支払不能フラグ2号の電子記録債権について当該電子記録債権を請求債権とし異議申立預託金の返還請求権を差押債権とする差押命令（差押・転付命令を含む）が仕向銀行に送達された場合の被仕向銀行からの「差押命令送達届」が、でんさいネットに受理され、かつ、当該受理日から起算して2ヶ月後の応答日以後においても当該電子記録債権の支払がなされていない場合には、被仕向銀行はでんさいネットに対して、当該支払不能となった電子記録債権の債務者の支払不能ルール適用の審査を請求することができる。</p>
<p>(3) 異議申立〔特例〕(異議申立預託金の免除) 〔仕向銀行 でんさいネット〕</p>	<p>a. 仕向銀行は、2号支払不能事由が「不実記載」にあたる場合は、でんさいネットに対して、異議申立預託金の免除の請求をすることができる。この請求は書面によるものとし、決済規則（規程文書については今後検討）において規定する証明資料*を併せてでんさいネットに送付するものとする。</p> <p>* 交換所の取引停止処分においては、告訴状写および同受理証明書写、振出人等の陳述書、当座勘定取引証明書、届出印鑑写、偽造または変造手形の写が、添付書類として規定されているが、そのまま電子記録債権制度には適用できない。</p> <p>異議申立〔特例〕の請求期限は、異議申立と同様、当該電子記録債権の支払期日の2銀行営業日目の午後3時30分までとするが、証明資料のうち上記の書類等の提出期限は、支払期日から起算して10銀行営業日までとする。</p> <p>b. でんさいネットは、仕向銀行から特例扱いの異議申立が行われた場合、「支払不能審査専門委員会（仮）」を開催し、異議申立預託金の免除可否を審査する。</p> <p><b>【異議申立預託金の免除請求が承認された場合】</b> 債務者による異議申立預託金の提供を免除するとともに、異議申立が成立したものとして、当該支払不能フラグ2号につい</p>

手順項目	説明・詳細事項
	<p>ては支払不能ルール適用対象外とする。</p> <p><b>【異議申立預託金免除請求が却下された場合】</b></p> <p>仕向銀行は却下された日の翌々銀行営業日のでんさいネットのコアタイム終了時限までにでんさいネットに異議申立預託金の預かり手続きを完了しなければならない。</p> <p>異議申立預託金預り証の提供がなされない場合、異議申立が当初から行われなかったものとみなし、でんさいネットは、当該電子債権記録に支払不能ルールを適用し、当該電子債権記録の支払期日を基準にして、「支払不能（1回目）利用者通知」または「債務者利用停止措置適用者通知」の「追加通知」をセンターに登録し、センターは全参加金融機関に通知する。</p>

以 上



## 全銀電子債権ネットワークのBCP（事業継続計画）の基本方針について

㈱全銀電子債権ネットワークは、電子記録債権の記録・流通を全国的規模で提供し、中小企業をはじめとした金融の円滑化・効率化を図る社会インフラであり、参加金融機関および利用者に対して安全性、信頼性のあるサービスを提供していく必要がある。

システム障害時における対応策および大規模地震等による広域災害、火災・テロ等による局所被害が発生し、当社が被災した場合の対応策に関するBCP（事業継続計画）にかかる基本方針を策定した。

今後、当社の記録機関システムの開発、組織体制の検討を踏まえ、災害・事故時に発動するコンティンジェンシープランの策定と併せて、本BCPはPDCAサイクルによる継続的な見直しを行っていくものとする。

### 1．基本方針

災害の発生等により、記録機関システムに障害等が生じたときにおいては、参加金融機関および利用者への影響を極小化するため、業務を可能な限り継続し、又は迅速に復旧することとする。

### 2．対象範囲

#### (1) 想定リスク

業務停止につながるおそれのある想定リスクとして、当社の建物の利用不能、当社の記録機関システムの障害、参加金融機関の業務停止、電気・通信・交通などの社会インフラの停止等を想定し、それらの事象による結果を広域災害・局所災害・システム障害に分類して、対応策を講じることとする。

#### (2) 継続対象業務

当社としては、想定リスクが顕在化した場合においても、金融・社会インフラの機能維持に努める必要がある。他方で、ライフライン機能が災害発生後に大幅に低下し、記録機関システムの運営、業務遂行に支障が生じることが考えられる。

可能な限り業務を継続しうる体制を整備するものとするが、以上の制約等があることを踏まえ、災害等発生時において真に実施、継続すべき業務を以下のとおりとする。

- ・参加金融機関と記録機関間をオンラインで処理する電子記録債権の記録に関する業務
- ・参加金融機関に対する決済情報の提供

#### (3) BCPの適用範囲

- ・当社BCPは、当社の役職員（業務に従事する派遣社員を含む）、システム開発・運

用業者等の要員に適用する。

- ・参加金融機関については、平常時から当社のBCPへの理解を求めるとともに、平素から連絡体制を整備することとする。

### 3. 対応方針

想定リスクの結果事象を広域災害・局所被害・システム障害に分類したうえで、それぞれについて、当社の業務を可能な限り継続し、又は迅速に復旧するための対応を図ることとする。

#### (1) 広域災害

- ・広域災害においては、当社をはじめ参加金融機関が被災するとともに、電気・通信・交通などの社会インフラの一部が停止することを想定する。発生原因としては、大規模地震のほか、風水害・疫病・テロ等が考えられる。なお、併せて当社のシステム障害が発生することも想定することとする。
- ・広域災害が発生した場合には、原則として、以下に掲げる対応を行うこととする。
  - 災害対策本部の設置
  - 情報収集・状況把握
  - 対応策の決定
  - 参加金融機関との連絡確保等
  - 代替運用の実施（バックアップセンターを用いた主要業務遂行）
  - 復旧準備
- ・広域災害発生時において当社の建物が使用不能と判断された場合には、代替オフィスにおいて、当社の業務及び外部からの問合せ対応等を遂行する。
- ・システム障害が発生した場合には、「システム障害」に掲げる対応を行うこととする。

#### (2) 局所災害

- ・局所災害は、当社のみが被災し、参加金融機関は通常どおり稼働していることを想定している。発生原因としては、火災・テロ・社会インフラの一部の停止等が考えられる。
- ・局所災害が発生した場合には、参加金融機関は通常どおり稼働していることを踏まえ、上述の「広域災害」に沿った対応を行うとともに、速やかに業務復旧を図ることとする。

#### (3) システム障害

- ・システム障害は、当社の記録機関システム（プライマリーセンター）が使用不能となることを想定する。
- ・システム障害が発生した場合には、事故対策本部を設置し、概ね上述の「広域災害」

～ に沿った対応を行うこととする。

(注1) 当社は、記録機関システムのプライマリーセンターが使用不能となった場合であっても、業務を継続し、又は迅速に復旧するため、バックアップセンターにバックアップシステムを保有している。

(注2) プライマリーセンターとバックアップセンターは高速の通信回線で接続され、両センターはほぼリアルタイムで業務データの同期が取られている。

(注3) システム障害(ソフトウェアの障害を除く。)が発生しプライマリーセンターが使用不能となり、復旧作業に長時間を要すると判断される場合には、バックアップシステムへの切り替えを行う。

#### 4. 対応のための体制整備

##### (1) リスク管理委員会

通常時より、リスク管理委員会において、当社を取り巻く様々なリスクを認識しこれに的確に対応するための検討を行うものとする。

##### (2) 災害対策本部(事故対策本部)の設置

広域災害・局所被害・システム障害時には、災害対策本部を設置し、被害状況の把握、参加金融機関との連絡確保のほか、当社の業務継続に必要な意思決定を行うこととする。(システム障害のみが発生した場合には、災害対策本部を事故対策本部として設置するものとする。)

##### (3) 必要人員の確保

災害時には速やかに当社役職員および記録機関システム関係要員の安否を確認し、必要な人員を確保することとする。

##### (4) 連絡手段の確保

災害時の連絡手段を確保するため、一般電話・FAX・電子メール等の一般的な連絡手段のほか、災害時優先電話・IP電話等を利用する体制を整備する。

##### (5) 代替オフィス

当社の建物が利用不能となった場合には、速やかに当社の業務及び外部からの問合せ対応等が行えるよう、バックアップセンターを主要拠点とする。

##### (6) システムの強化

当社の記録機関システムは、二重化され、堅牢なデータセンターに設置されている。また、遠隔地のバックアップセンター内にバックアップシステムを整備し、プライマリーセンターに障害が発生した場合であっても速やかに業務継続ができる体制とする。

(7) 教育・訓練

バックアップシステムへの切替試験等を年1回以上行い、被災時における業務の再開手順の習熟を図る。

以 上

## でんさいネット 統計情報

## フロー情報

R: でんさいネットに出力(全金融機関の計数)

B: 参加金融機関毎に出力(全体および当該銀行の計数)

統計名称		基準	区分	時間別	日別	四半期	年度	備考
F1	発生記録請求の件数および金額	・請求受付簿DBの発生記録の債務者 ・利用者DB	都道府県別	-	R/B	R/B	R/B	・発生記録の成否に関わらず計上。 ・予約請求を含む(取消された予約もカウントする)
			資本金別	-	R/B	R/B	R/B	
			業種別	-	R/B	R/B	R/B	
			債権金額別	-	R/B	R/B	R/B	
			当日請求/予約請求別	-	R/B	R/B	R/B	
			債務者請求/債権者請求別	-	R/B	R/B	R/B	
			信託アカウント対象	-	R/B	R/B	R/B	
			金融機関別	R	R	R	R	
F2	譲渡記録請求の譲渡件数および金額	・請求受付簿DBの譲渡記録の譲渡人 ・利用者DB	都道府県別	-	R/B	R/B	R/B	・譲渡人からみた譲渡先別のデータ
			資本金別	-	R/B	R/B	R/B	
			業種別	-	R/B	R/B	R/B	
			当日請求/予約請求別	-	R/B	R/B	R/B	
			譲受人(一般/金融機関)別	-	R/B	R/B	R/B	
			信託アカウント対象	-	R/B	R/B	R/B	
			金融機関別	R	R	R	R	
			F3	譲渡記録請求の譲受件数および金額	・請求受付簿DBの譲渡記録の譲受人 ・利用者DB	都道府県別	-	
資本金別	-	R/B				R/B	R/B	
業種別	-	R/B				R/B	R/B	
当日請求/予約請求別	-	R/B				R/B	R/B	
譲渡人(一般/金融機関)別	-	R/B				R/B	R/B	
信託アカウント対象	-	R/B				R/B	R/B	
金融機関別	R	R				R	R	
F4	単独の保証記録請求の件数および金額	・請求受付簿DBの同時に請求された譲渡記録がない保証記録の電子記録保証人 ・利用者DB				都道府県別	-	R/B
			資本金別	-	R/B	R/B	R/B	
			業種別	-	R/B	R/B	R/B	
			金融機関別	R	R	R	R	
F5	分割記録請求の件数および金額	・請求受付簿DBの分割債権記録の債権者 ・利用者DB	都道府県別	-	R/B	R/B	R/B	
			資本金別	-	R/B	R/B	R/B	
			業種別	-	R/B	R/B	R/B	
			当日請求/予約請求別	-	R/B	R/B	R/B	
			金融機関別	R	R	R	R	
F6	支払等記録の件数および金額	・請求受付簿DBの支払等記録の支払等をした者 ・記録原簿DBの支払等記録の支払等をした者 ・利用者DB	都道府県別	-	R/B	R/B	R/B	・特別求償権に対する一部弁済については、その支払等記録の件数および金額をカウントする。
			資本金別	-	R/B	R/B	R/B	
			業種別	-	R/B	R/B	R/B	
			求償権/特別求償権別	-	R/B	R/B	R/B	
			口座間送金決済の可否別	-	R	R	R	
			金融機関別	-	R	R	R	
F7	支払不能通知の件数および支払不能金額	・記録原簿DBの支払不能通知が登録された電子債権の債務者	都道府県別	-	R/B	R/B	R/B	計上は債権単位であり、支払不能ルール適用者ではない。
			資本金別	-	R/B	R/B	R/B	
			業種別	-	R/B	R/B	R/B	
			支払不能フラグ別	-	R/B	R/B	R/B	
			金融機関別	R	R	R	R	
F8	強制執行等の記録の件数	・記録原簿DBの該当債権記録	債権番号別	-	R/B	R/B	R/B	登録された債権記録の記録番号表示
			金融機関別	-	R	R	R	
F9	訂正件数	・請求受付簿DBの訂正対象債権記録		-	R	R	R	債権番号を表示
F10	利用制限、利用停止登録状況	・利用者DB	ステータス別	-	R/B	R/B	R/B	・一利用者に複数参加金融機関の場合あり ・ステータスの件数はアカウント単位とする。 ・「金融機関別」帳票は、ステータス別にカウントする。
			金融機関別	R	R	R	R	
<b>出力頻度</b>				毎日	毎月	四半期	年度末	

## ストック情報(記録原簿DB)

統計名称		基準	区分	月末	四半期末	年度末	備考
S1	債権記録の件数および金額	発生記録(債務者) 分割債権記録(債務者)  除、支払等記録済、支払不能フラグあり	都道府県別	R/B	R/B	R/B	・一般/金融機関別は、(法人(金融機関))、(法人(金融機関を除く))、(個人事業者)の区分とする。
			資本金	R/B	R/B	R/B	
			業種別	R/B	R/B	R/B	
			債権者(一般/金融機関)別	R/B	R/B	R/B	
			信託口か否か	R/B	R/B	R/B	
			強制執行登録債権	R	R	R	
			金融機関別	R	R	R	
S2	求償権、特別求償権の件数および金額	支払不能フラグのない、求償権および特別求償権となった債権をカウントする。 (第三者、電子記録保証人の一部弁済はない)	都道府県別	R/B	R/B	R/B	
			資本金	R/B	R/B	R/B	
			業種別	R/B	R/B	R/B	
			債権者(一般/金融機関)別	R/B	R/B	R/B	
			信託口か否か	R/B	R/B	R/B	
			強制執行登録債権	R	R	R	
			金融機関別	R	R	R	
S3	支払不能債権の件数および金額		都道府県別	R/B	R/B	R/B	・一部弁済債権の金額は、未決済金額とする。
			資本金	R/B	R/B	R/B	
			業種別	R/B	R/B	R/B	
			債権者(一般/金融機関)別	R/B	R/B	R/B	
			信託口か否か	R/B	R/B	R/B	
			強制執行登録債権	R	R	R	
			金融機関別	R	R	R	
S4	金融機関保有債権の件数および金額	参加金融機関が債権者となっている債権記録	発生(含、分割)/譲渡別	R/B	R/B	R/B	支払等記録済、支払不能フラグありを除く
			金融機関別	R	R	R	

## ストック情報(利用者DB)

統計名称		基準	区分	月末	四半期末	年度末	備考
S5	利用制限、利用停止状況		ステータス別	R/B	R/B	R/B	・カウントはアカウント単位 ・ステータス「記録機関2」は金融機関宛帳票には出力しない。
			金融機関別	R	R	R	

## ストック情報(参加金融機関DB/利用者DB)

統計名称		基準	区分	月末	四半期末	年度末	備考
S6	参加金融機関数および店舗数		業態別	R/B	R/B	R/B	・利用者数は、アカウント単位とする。
S7	利用者数	利用者DB	店舗別	R/B	R/B	R/B	
			利用者資格別	R/B	R/B	R/B	
			金融機関別	R	R	R	
			都道府県別	R	R	R	
			資本金別	R	R	R	
業種別	R	R	R				